

提出日を記入してください。
ただし、令和7年7月1日以降の提出日としてくださ

令和 年 月 日

秋田県知事

秋田県高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、秋田県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は秋田県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者は親権者（保護者）
となります。

申請者住所等	〒 010-0000 秋田市山王三丁目 1-1 TEL (000) 000-0000	ふりがな あきた たろう	申請者氏名 秋田 太郎
	高校生等との関係 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	あきた こまち		生年月日	昭和 平成	21年	6月	1日
氏名	秋田 こまち						
在学する学校	学校の名称	〇〇県立〇〇高等学校 国立 ・ 公立 ・ 私立		現在在学している学校について記載してください。			
	学校の種類・課程・学科	高等学校全日制					
	学校の所在地	〇〇 都道府県 〇〇 市区町村	〇〇町 1-1				
	学校設置者の名称	〇〇県教育委員会					
在学期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~		学校の種類・課程・学科 高等学校全日制				
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	過去に在学した学校がある場合は、記載してください。	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
	学校名 立		年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名	同一校に2人以上のお子さんが在籍している場合に記載してください。 ※学校が異なる場合には、在学している学校を通してそれぞれ申請してください。						
在学する学校	学校の名称	国立					
	学校の種類・課程・学科						
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	学校設置者の名称						
在学期間	年 月 日 ~		学校の種類・課程・学科				
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
	学校名 立	~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			

【保護者等の収入等の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

（１）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

（２）次の者の課税証明書等を提出します。

①	☒	親権者（両親）2 名分
②	☐	親権者 1 名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2 名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（３）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※（２）及び（３）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒ 私の世帯は、7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助は受給していません。